

まちづくり交付金について

1 現状

まちづくり交付金制度は、平成１６年度に廃止した行政区長報酬の費用を原資として平成１７年度から創設。平成１８年度及び平成１９年度には、それまで市の各課から自治会単位に交付していた各種補助金等（利用目的が限定されていた。）を廃止して、まちづくり交付金に統合し、制度を拡充した。まちづくり交付金は、市からコミュニティ運営協議会単位に財源を移譲し、地域住民の裁量で地域の状況に応じた各種事業や活動に費用を充てられることにより、コミュニティ活動が活性化することを目的として創設したものである。その導入効果としては、次のことがあげられる。

- （１）地域の状況に応じた事業を地域の権限で実施できる。
- （２）事業計画の立案を協議会が行うことにより、多くの地域住民の意見を反映できる。
- （３）これまで実施してきた事業の整理、統合ができる。
- （４）自治会単位では実施が難しかった事業、活動が、協議会単位で実施することにより、より活発になる。

2 課題

	事項	内容
1	予算額の問題	① 市の予算額は、82,208,000 円のまま、増額なし。 → 協議会活動は、より活発化。予算はますます必要。 → 時流からして市の予算額の増額は困難か？ → 新たに交付金として算入できる補助金等はない。 → 補助金等以外で、原資にできるものを見つけ出す必要。 → コミュニティ活動分の事務局員人件費は、市からの支出なし。 ② 廃止した補助金の目的を引き継いで交付しているものが残っている（敬老会補助（その対象者は年々増加）、防犯街灯など）。 → 自由裁量で使えるものの割合は高くない。 → 地域としては、活発に活動すればするほど、まちづくり交付金が不足する。 → 新たな事業に着手すると、まちづくり交付金として使える予算が相対的に減る（例：コミュニティバス）。
2	算定方法の問題	① 小規模地区にとって有利になっている（例：赤間地区約 1,000 万円（16,000 人）、大島地区約 300 万円（800 人））、 ② 基本計画には事業割の導入を検討するとあるが困難（地域の

		活動をどのような基準で誰が評価するのか、)。また、導入するにしても事業割の原資をどう確保していくのか。
3	透明性の確保の問題	① まちづくり交付金の使途を誰に対しても明確に説明できるようにしておく必要あり。 → 市に対する実績報告はあり。 → 財源内訳を明確化（22年度決算から開始） ② まちづくり交付金の使途を客観的に評価し、必要に応じて見直していく仕組みづくりを行う必要あり。 → 市は、協議会の監査機能強化のため、研修を実施。 → まちづくり交付金（協議会活動全体）の活動を評価する組織の設置